

公立図書館における指定管理者制度導入前後の比較分析

伊藤 大輔

指定管理者制度とは、2003年の地方自治法改正により創設された制度であり、公の施設の管理について、出資法人等以外の民間事業者等を含む地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させるものである。「多様化するニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することで住民サービスの向上や、経費の節減等を図ること」を目的としている。

日本図書館協会による2012年4月の時点での調査によれば、指定管理者制度導入数は298でその数は毎年少しずつではあるが増加しており、割合も増加している。しかし依然として導入率は低いままである。また、日本図書館協会は公立図書館の管理運営形態はそれぞれの自治体、および図書館の状況に合わせて作られてゆくもので多様であると考えているが、しかし指定管理者制度の適用は適切ではないという見解を示している。

指定管理者の導入に関して様々な議論がなされているが、利用者の観点からどのような変化が起きているのか実証的な研究はなされていない。そこで本研究では指定管理者を導入することによって図書館の運営にどのような変化が起きるのかを具体的にみる。

日本の公立図書館を対象とした。指定管理者制度を導入した年を除いた前後の年における各図書館のデータを比較する。データは日本の図書館を使い、2004年から2010年までに指定管理者を導入した図書館を分析対象にする。

指定管理者制度を導入することで、一般的に言われるような開館日数、開館時間、司書の人数などに変化が現れた。司書は専任や臨時といった場合、導入後に数が減少した。一方で委託・派遣の司書の場合は導入後に増加した。委託・派遣司書が増加した理由として指定管理者は図書館にかかる費用の削減を目指しており、安い費用で雇える委託・派遣の人を増やした結果である。また、開館時間が延長されたのは、朝より夕方の時間が伸びた図書館が多かった。

今回は指定管理を導入した図書館における比較のみを行ったが、全く導入していない図書館との比較もする必要があると思った。

(指導教員 池内 淳)